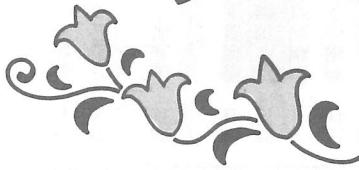
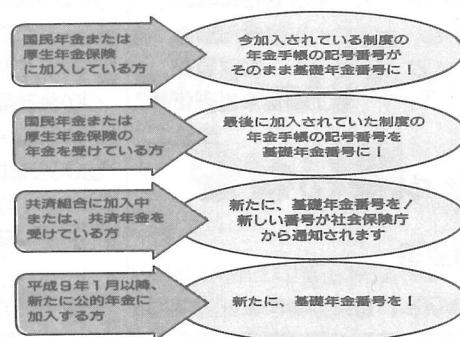


サービスの充実を図るため 基礎年金番号を導入



特別な手続きは
必要ありません



現在の年金制度は、国民年金、厚生年金、共済組合の3つに別れており、複数の制度に加入した場合は、それぞれの制度で年金番号を取得し、その制度ごとに手続等をおこなっています。そこで、この複雑な手続等を解消するため、平成9年1月からは、基礎年金番号を導入し、年金の加入制度が変わっても、今までの番号が使用できるよう改正しようと考えられています。

基礎年金番号によって、ひとりひとりが各制度共通の基礎年金番号を持つことになり、各制度ごとの年金番号でおこなわれている届出や照会が基礎年金番号一つで行うことができるようになります。また、各制度を通じた加入記録が把握できることから、年金相談や年金の裁定が迅速・確実にできるようになります。

このほかにも、次のようなサービスができるようになります。

◆届出を忘れたとき

退職等によって国民年金に入する際、届出を忘れてしまった場合でも、個別にお知らせができるようになります。

◆加入状況等のおしらせ

将来的には、年金の加入状況や年金見込額をお知らせするサービスが行なうこともできるようになります。

◆お問い合わせ

千葉社会保険事務所

043(242)6327

(年金業務課)

役場住民課国民年金係
(82)111内線247

基礎年金番号によつて
このようない
サービスができます

住宅建設資金利子補給制度 をご利用ください

広報5月号でもお知らせしましたが、横芝町では、今年の4月から住宅建設資金利子補給制度を制定しました。

この制度は、千葉県が住宅取得者の初期負担の軽減を図ることを目的に実施する住宅施策の一つで、町が連携して事業を進めようとするものです。

要件

- ①町内に持ち家を建設または購入する方で、その資金の全部もしくは一部を住宅金融公庫から融資を受ける方
- ②年間の合計収入金額が800万円以下の方
- ③町民税を滞納していない方
- ④住宅金融公庫との金銭消費貸借抵当権設定契約を結んだ日ににおいて、町内に継続して2年以上上住んでいる方

利子補給期間

住宅金融公庫との契約を結んだ日から5年間です。

申し込み

交付の申請は、住宅金融公庫との契約から6か月以内に行なってください。

▼受付窓口 役場建設課
☎ (82)11111
内線 345

